



労働政策研究報告書 No. 205

2020

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

労災補償保険制度の比較法的研究

—ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題

労働政策研究・研修機構

労災補償保険制度の比較法的研究

ードイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

2017年3月に政府が公表した「働き方改革実行計画」においては、雇用型テレワーク、非雇用型テレワーク（雇用契約によらない働き方）、兼業・副業を行う複数就業者といった、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」が一つの柱として掲げられている。そして、これらの働き方に共通する検討課題として、労災補償保険制度による保護の在り方が挙げられるところ、この問題について日本において政策的検討を進めるに当たっては、諸外国における労災補償保険制度における上記の働き方の取り扱いについて、各国制度の全体構造の現状を踏まえたうえで、把握しておくことが有用と考えられる。

そこで、労働政策研究・研修機構（JILPT）においては、2019年4月以降、厚生労働省労働基準局労災管理課からの要請（「課題研究・諸外国の労働者災害補償保険制度」）を受けて、欧米諸国（ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス）における労災補償保険制度の現状に関する調査研究を実施してきた。本報告書は、かかる研究によって得られた知見に、日本との比較という視点を加え、最終的な成果として取りまとめたものである。

本報告書が多くの人々に活用され、今後の労災補償保険制度に係る政策論議に役立てば幸いである。なお最後に、本研究に参画いただいた外部委員の方々および海外調査にご協力いただいた関係各位には、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

2020年9月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 樋口 美雄

執筆者一覧

氏名

執筆担当

山本 陽大

序章 はじめに
第一章 ドイツ法
終章 総括

河野 奈月

第二章 フランス法

地神 亮佑

第三章 アメリカ法

上田 達子

第四章 イギリス法

「諸外国の労働者災害補償保険制度」研究会委員

山本 陽大	労働政策研究・研修機構 労使関係部門	副主任研究員
河野 奈月	明治学院大学 法学部	准教授
地神 亮佑	大阪大学 法学部	准教授
上田 達子	同志社大学 法学部	教授

《目 次》

序章 はじめに

第一節 本研究の目的	1
第二節 検討項目	2
第三節 研究の手法と本報告書の構成	3

第一章 ドイツ法

第一節 検討の対象	5
第二節 歴史的沿革	6
1. 労災保険制度の形成過程	6
2. 労災補償における無過失責任立法の位置付け	8
第三節 保険関係	9
1. 保険運営機関	9
(1) 一般職業協同組合	9
(2) 労働災害の予防事業	10
2. 事業主	12
3. 保険対象者	14
(1) 概観	14
(2) “就労者” 概念	15
(3) “就労者類似の者” 概念	16
(4) 事業主の労災保険加入	17
(5) 適用除外	18
第四節 保険財政	18
第五節 保険事故	20
1. 労働災害	20
(1) 審査基準	20
(2) 自己経済的活動	23
(3) 自己招来危険	24
2. 職業疾病	25
3. メンタルヘルスと労災保険	26
4. 通勤災害	27
(1) “通勤” 概念	27
(2) 中断・逸脱	29

第六節 認定手続	30
第七節 保険給付	31
1. 概観	31
2. 治療行為に関する給付	32
3. 被災者手当金	32
4. 被災者年金	33
5. 保険給付の消滅時効	34
6. 他の社会保険給付との調整	34
第八節 民事損害賠償との関係	35
1. 原則－非併存主義の採用	35
2. 例外	36
第九節 働き方の多様化と労災保険制度	37
1. 複数就業者	37
(1) 通勤災害との関係	38
(2) 金銭給付との関係	39
2. テレワーカー	40
(1) テレワークをめぐる現状と政策動向	40
(2) テレワークと労災保険	42
3. 独立自営業者	44
第十節 小括－ドイツ法の特徴	47
【資料】	49
職業疾病規則・別表 1－職業疾病リスト	49
【参考文献】	53

第二章 フランス法

第一節 検討の対象	55
第二節 歴史的沿革	55
第三節 保険関係	56
1. 保険運営機関	56
(1) 全国被用者疾病保険金庫	56
(2) 退職保険・労働保健金庫	56
(3) 初級被用者疾病保険金庫	57
2. 保険対象者	57
(1) 強制加入の対象者	57

(i) 従属労働者	57
(ii) 特則	57
(2) 任意加入の対象者	60
(i) 個別的任意加入	60
(ii) 集团的任意加入	60
第四節 保険財政	61
1. 財源	61
2. 保険料	61
(1) 保険料の負担者	61
(i) 強制加入の場合	61
(ii) 任意加入の場合	61
(2) 保険料の算定	61
(i) 算定基礎	61
(ii) 保険料率	61
(iii) 保険料の調整	63
(3) 保険料の徴収	64
第五節 保険事故	64
1. (固有の意味の) 労働災害	64
(1) 災害の発生	65
(2) 災害の業務性	65
(i) 労働時間中に労働の場所で災害が発生した場合	66
(ii) 労働時間外または労働の場所以外で災害が発生した場合	67
(iii) 自殺の場合	67
2. 職業病	68
(1) 職業病表に基づく推定	68
(2) 個別鑑定	69
(i) 要件	69
(ii) 手続	70
(3) 精神疾患の職業病認定	70
3. 通勤災害	71
(1) 通勤該当性	71
(2) 通勤と労働との関連性 (通勤の目的)	72
(3) 逸脱・中断	73
第六節 認定手続	74
1. 被災者および使用者の義務	74

(1) (固有の意味の) 労働災害および通勤災害の場合	74
(i) 被災者の義務	74
(ii) 使用者の義務	74
(2) 職業病の場合	75
2. 初級金庫の義務	75
3. 使用者による留保	75
4. 不服申立て	76
第七節 保険給付	76
1. 現物給付	76
(1) 療養の給付	76
(2) 機能回復訓練	77
(3) 職業再教育	77
(4) その他	77
2. 金銭給付	77
(1) 休業補償	77
(2) 障害補償	78
(3) 遺族補償	78
(i) 配偶者等	79
(ii) 子	79
(iii) 直系尊属	79
3. 保険給付の消滅時効	79
4. 他の社会保険給付との調整	80
(1) 疾病保険との関係	80
(2) 年金保険との関係	80
第八節 民事損害賠償との関係	80
1. 原則—非併存主義の採用	80
2. 例外	80
(1) 実損害の賠償請求が認められる場合	80
(i) 故意の場合	80
(ii) 許し難い過失の場合	81
(iii) 第三者による加害の場合	81
(iv) 通勤災害の場合	81
(2) 労災保険給付と民事損害賠償請求との調整	81
第九節 働き方の多様化と労災保険制度	81
1. 複数就業者	81

(1) 就業先間の移動中の災害	81
(2) 賃金合算の問題	82
(3) 負荷合算の問題	83
2. テレワーカー	83
3. 独立自営業者	84
(1) 原則	84
(2) プラットフォームワーカー	84
第十節 小括—フランス法の特徴	85
【参考文献】	86

第三章 アメリカ法

第一節 検討の対象	88
第二節 歴史的沿革と基本構造	88
第三節 適用対象	89
1. 適用対象使用者	89
(1) 全米の傾向	89
(2) ミシガン州	89
2. 適用対象被用者	90
(1) 連邦法適用被用者	90
(2) 明文による適用除外	90
(i) 全米の傾向	90
(ii) ミシガン州	90
(3) 「被用者」性の判断	91
(i) 全米の傾向	91
(ii) ミシガン州	92
第四節 補償支払の保障	92
1. 保障方法	92
(1) 全米の傾向	92
(2) ミシガン州	93
2. 労災補償保険料	94
(1) 全米の傾向	94
(2) ミシガン州	94
第五節 補償の対象	95
1. 総論	95

2. 人身傷害に対する補償	96
(1) 雇用の過程において	96
(i) 全米の傾向	96
(ii) ミシガン州	97
(2) 雇用から生じた	98
(i) 全米の傾向	98
(ii) ミシガン州	100
3. 職業病	102
(1) 全米の傾向	102
(2) ミシガン州	102
第六節 補償の内容	103
1. 療養補償	103
(1) 全米の傾向	103
(2) ミシガン州	103
2. 労働不能補償	103
(1) 全米の傾向	103
(i) 平均週給	103
(ii) 一時的労働不能補償	104
(iii) 永久労働不能補償	105
(iv) 二次的人身傷害	106
(2) ミシガン州	107
(i) 平均週給	107
(ii) 賃金喪失補償	107
(iii) 定型補償	109
(iv) 二次的人身傷害	110
3. 遺族補償	110
(1) 全米の傾向	110
(2) ミシガン州	111
4. 職業リハビリテーション	112
(1) 全米の傾向	112
(2) ミシガン州	112
5. 他の社会保障給付・民間医療保険給付との調整	113
(1) 全米の傾向	113
(2) ミシガン州	113
(i) 医療保障・医療保険	113

(ii) 連邦公的年金	113
(iii) 失業保険	114
(iv) 使用者の提供するその他の保険	114
第七節 補償支払手続き	114
1. 全米の傾向	114
(1) 通知と申請	114
(2) 争いのないケース	115
(3) 争いのあるケース	115
(i) 行政機関による審査・再審査、通常訴訟	115
(ii) 示談による解決	115
2. ミシガン州	116
(1) 通知と申請	116
(2) 争いのないケース	116
(3) 争いのあるケース	117
(i) 審査・再審査と通常訴訟	117
(ii) 示談による解決	117
第八節 排他的救済	118
1. 原則	118
(1) 全米の傾向	118
(2) ミシガン州	119
2. 例外①—使用者に対する請求	119
(1) 全米の傾向	119
(2) ミシガン州	119
3. 例外②—第三者に対する請求	119
(1) 全米の傾向	119
(i) 同僚被用者に対する請求	120
(ii) その他の第三者	120
(iii) 代位	120
(2) ミシガン州	121
第九節 働き方の多様化と労災補償制度	121
1. 複数使用者のもとで働く被用者と労働不能補償	121
(1) 全米の傾向	121
(2) ミシガン州	122
2. 雇用型テレワーカーと労災補償	123
3. ギグワーカーと労災補償	123

第十節 小括—アメリカ法の特徴	124
【補足】 ミシガン州の労災補償法について	125
【参考文献】	126

第四章 イギリス法

第一節 イギリスにおける労災補償（保険）制度の概観	127
第二節 保険関係	128
1. 保険運営主体	128
2. 保険対象者	128
(1) 保険対象者	128
(2) 被用者性の判断	130
3. 保険財政	130
第三節 保険事故	130
1. 業務上の事故による人身傷害（業務災害）	130
2. 指定疾病（指定職業病、職業疾病）	132
3. 通勤災害	133
第四節 保険給付	133
1. 概観	133
2. 労災保険給付—障害年金と2つの手当	134
3. 一般の社会保障給付との調整	134
第五節 労災補償（保険）給付の請求・審査決定・不服申立手続	135
第六節 民事損害賠償との関係	135
第七節 働き方の多様化と労災保険制度	136
1. 複数就業者	136
2. 雇用型テレワーカー	137
3. 独立自営業者	137
第八節 小括—イギリス法の特徴	137
【参考文献】	138

終章 総括

第一節 労災補償保険制度の国際比較	140
1. 労災発生時の使用者の補償責任	140
2. 保険運営主体	141

3. 適用事業	142
4. 保険対象者	143
(1) 強制的保険対象者	143
(2) 事業主の任意（特別）加入の可否	144
5. 保険財政	144
6. 保険事故	145
(1) 労働（業務）災害	145
(2) 職業疾病	146
(3) 通勤災害	147
7. 保険給付	148
8. 保険給付以外の事業	150
9. 民事損害賠償請求権との関係	150
第二節 働き方の多様化と労災補償保険制度	152
1. 複数就業者	152
(1) 問題の所在	152
(2) 日本法	153
(i) 従来 of 状況	153
(ii) 「働き方改革」と 2020 年労災保険法改正	154
(iii) 関係政省令について	156
(3) 諸外国の状況	157
2. テレワーカー	159
3. 独立自営業者	160
第三節 日本法の位置と課題	161
【参考文献】	164
【附録】 五ヶ国比較の整理表	169